

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五〇
- 福島県原種配付規程の一部を改正する件 五〇
- 保安林の指定をする件 五〇

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五三
- 随意契約の相手方を決定した件三件 五三
- 一般競争入札を行う件二件 五三
- 福島県教育委員会教育長 五三
- 公金の収納の事務を委託した件 五三

告 示

福島県告示第六百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十一月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

- 福島県知事 佐藤雄平
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか
 - 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六十四号

福島県原種配付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十一月七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県原種配付規程の一部を改正する規程

福島県原種配付規程（昭和二十四年福島県告示第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「県一円をその地区とする農業協同組合連合会、種子場をその地区に含む農業協同組合及び種子更新協議会等採種関係団体をもつて組織し」を削る。

第七条各号列記以外の部分中「申請書（別記様式第一号）に計画書（別記様式第二号）を」、「原種配付申請書（様式第一号）に採種ほ設置計画書（様式第二号）に改め、同条第一号中「作付の前年」を「作付年の」に改め、同条第二号中「作付の前年八月十日」を「作付年の八月末日」に改める。

第十条中「ものは」を「者は、」に、「採種圃経営成績書（別記様式第三号）を「採種ほ経営成績書（様式第三号）に改める。

様式第一号中「第7表」を「第7表~~（別記様式第一号）~~」に、「[甲]」を「[乙]」に改める。

様式第二号中「第7表」を「第7表~~（別記様式第二号）~~」に改める。

様式第三号中「第10表」を「第10表~~（別記様式第三号）~~」に、「[甲]」を「[乙]」に改める。

附 則

- この規程は、平成二十六年十一月七日から施行する。
- この規程の施行の際現に改正前の福島県原種配付規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の福島県原種配付規程に基づき提出された申請書等とみなす。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（水田畑作課）

福島県告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林の所在場所
双葉郡川内村大字下川内字勝追五〇一の一五
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件

- 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字勝追五〇一の五(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採することができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐
 期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水
 産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第三百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 二本松市土地改良区

退任した役員	氏名	住所
理事	阿部 與一	二本松市新田七五番地
	保住 彌藏	市大町一七五番地
	三津間 一八	市石畑二四〇番地
	三浦 敏男	市鉄扇町二〇三番地
	尾形 重光	市成田町一丁目一八五番地
	高橋 幸二	市正法寺町一六二番地二
	青野 一彦	市岳温泉深堀五〇番地
	高橋 重郎	市箕輪二丁目八三番地
	佐久間 喜夫	市片岸七〇番地一
	橋本 正一	市鈴石東町一丁目三六七番地
	齋藤 彰広	市安達ヶ原五丁目六八番地
	鈴木 長右	市成田町一丁目五三五番地
監事	守屋 文吉	二本松市沖二丁目三〇一番地
	武藤 文成	市宮本二六番地
	大内 賢治	市三原町一二八番地二

就任した役員	氏名	住所
同	渡邊 利昭	市十神九八番地
同	渡邊 平一	市原セ上ノ内二三八番地
理事	三津間 一八	二本松市石畑二四〇番地
	尾形 重光	市成田町一丁目一八五番地
	柴田 勝男	市杉田町二丁目五四番地二番地
	鈴木 徳雄	市沖二丁目四三番地一
	佐藤 照雄	市塩沢町一丁目七三番地
	古橋 照喜	市大関五〇番地
	吉沢 勝雄	市中山田一八二番地一
	根本 一彌	市永田六丁目一八六番地
	鈴木 照雄	市西町七五番地二
	菅野 善昭	市南町四七三番地
	齋藤 彰広	市安達ヶ原五丁目六八番地
	鈴木 長右	市成田町一丁目五三五番地
監事	渡邊 典夫	二本松市原セ大畑一八六番地
	渡邊 一正	市作七九六番地
	菅野 忠	市表二丁目五三七番地
	篠田 義惠	市錦野二丁目二一六番地六
	佐藤 進	市大久保一丁目八二番地二

(農村計画課)

公告第315号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年11月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 1,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社関口フレーム 群馬県高崎市倉賀野町2642番地
- 5 随意契約に係る契約金額
49,680円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第316号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年11月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 1,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフ・シー・シー 福島県郡山市安積四丁目305番地
- 5 随意契約に係る契約金額
28,080円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第317号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（あだたら清流センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年11月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

- 2 脱水汚泥処分業務（あだたら清流センター） 800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社関口フレーム 群馬県高崎市倉賀野町2642番地
- 5 随意契約に係る契約金額
49,680円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第318号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年11月7日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 「食品と放射能Q & A」の印刷製本業務 予定数量 700,000部
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成27年1月30日から同年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
この入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年12月4日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成26年11月7日（金）から同年12月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年11月18日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年12月19日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月18日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1部あたりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、物品購入に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased : Printing "Food and Radiation Q&A" with an estimated total of 700,000 copies
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 19 December 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 18 December 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第319号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年11月7日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 リアルタイム線量測定システム 77式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月31日（火）
- (4) 納入場所 南相馬市八沢児童クラブほか計77箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年12月2日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年11月14日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年12月18日（木）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年12月17日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Real-time dosimeter system 77sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 18 December 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 December 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十六年十一月七日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立福島明成高等学校、福島県立安達東高等学校、福島県立岩瀬農業高等学校、
福島県立白河実業高等学校、福島県立修明高等学校、福島県立小野高等学校、福島県
立耶麻農業高等学校、福島県立会津農林高等学校、福島県立いわき海星高等学校、福
島県立磐城農業高等学校及び福島県立相馬農業高等学校における農産物等販売代金収
納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会

2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一

三 収納の事務を委託する期間

平成二十六年十一月四日から平成二十六年十二月五日まで

（財 務 課）